

Weekly Report

第545日号
令和2年3月9日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

相続人が行う「準確定申告」とは

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月16日(木)まで延長されることになりましたが、亡くなった方に関する「準確定申告」は、この確定申告期限とは異なります。

◆「準確定申告」は相続開始から4ヵ月以内に
「準確定申告」とは、年の途中で亡くなった方の確定申告を相続人が代わって行う手続きのことです。

所得税の確定申告は、毎年1月から12月までの1年間の所得について、通常であれば翌年3月15日までの間に申告・納税をしますが、準確定申告は被相続人が亡くなった年の1月から亡くなった日までの所得について、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告・納税します。

準確定申告は、亡くなった全ての方が必要となるわけではなく、被相続人が確定申告をしなければいけない方(*給与収入が2千万超、*給与と所得以外の所得が20万超、*公的年金等の

収入が400万超、*事業所得がある方など)に該当する場合、申告が必要となります。

◆準確定申告書の提出先などは

一方、確定申告をする必要のない方が亡くなった場合でも、被相続人が高額な医療費を支払っており医療費控除を適用できる場合などは、準確定申告をすることで還付を受けられる可能性があります。

なお、準確定申告書は、相続人の住所地の管轄税務署ではなく、被相続人が亡くなった当時の住所地の所轄税務署に提出します。また、相続人が複数いる場合は原則、各相続人が連署により申告書を提出する必要があります。

小学校等の臨時休校に伴う保護者支援策

新型コロナウイルスによる小学校等の臨時休校で影響を受ける労働者(保護者)を支援するため、正規・非正規を問わず有給で休ませる企業に対して、新たな助成金制度を創設する予定です。

対象となるのは、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、臨時休校した小学校等(小学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等)に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者などに対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得された事業主です。

支給額は、休暇中に支払った賃金相当額(日額上限8330円)となり、本年2月27日~3月31日の間に取得した休暇に適用されます。

セーフティネット保証5号の業種追加と運用緩和

セーフティネット保証5号(業況悪化業種を対象に別枠で80%保証)について、新型コロナウイルスにより重大な影響が生じてる宿泊業や飲食業など40業種を緊急的に追加指定しました。

また、「最近3ヵ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少」とする基準については、2月以降で直近3ヵ月の売上高が算出可能となるまでの間は、直近1ヵ月の売上高等と、その後の2ヵ月間の売上高等見込みを含む3ヵ月間の売上高等の減少でも可能となります。